

フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付要綱

平成 29 年 3 月 27 日
公益社団法人福島県トラック協会

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「福ト協」という。）の会員事業者が陸上貨物運送事業労働災害防止協会福島県支部（以下「陸災防」という）の行うフォークリフト運転技能講習を受講する場合、福ト協はその費用の一部を助成することとし、運転者の労働災害防止を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成対象者は、福ト協入会后 6 ヶ月以上経過した会員事業者とする。

(助成対象)

第3条 フォークリフト運転技能講習 受講料

(助成交付額)

第4条 1 人 4, 0 0 0 円限度とし、会員事業者に対して助成をする。

(助成対象期間)

第5条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までとする。

申請期限は平成 30 年 2 月 28 日までとする。

但し、予算の範囲内においてとする。また、前年度受講分は対象外とし、次年度への持越しも行わない。

(助成金の申請手続き)

第6条 会員は、陸災防へフォークリフト運転技能講習の受講申込み後、県ト協所定様式の「フォークリフト運転技能講習受講料助成金交付申請書」を陸災防より受取り、必要事項を記入押印の上、陸災防発行の領収書（受講通知票）の写し及びフォークリフト運転技能講習修了証の写しを添えて県ト協へ請求する。

(助成金の交付)

第7条 協会長は、会員からの助成金交付申請書の内容を審査し、講習修了証を確認後適正と認めるときは速やかに助成金を交付するものとする。

(実施日) この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。